

諮問事件：

諮問番号：平成19年(情)諮問第3号

平成19年(情)諮問第4号

事件名：会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

会計検査院事務総長が平成18年12月に特定番号で受け付けた
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成19年 8月 2日

答申日：平成20年 3月28日

答申書

第1 審査会の結論

以下の合計8件の文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

ア 会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第1次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成19年（情）諮問第3号関係）

イ 会計検査院事務総長が平成18年12月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第2次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成19年（情）諮問第4号関係）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年6月8日付け190普第161号（第1次開示請求に係る4件の文書を対象）及び同日付け190普第162号（第2次開示請求に係る4件の文書を対象）により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 手数料は法務省に支払っている。

イ 開示を請求する文書の内容が不明確であるとしていることについて

は、内閣府に置かれている情報公開・個人情報保護審査会に問い合わせを行わず、また、口頭意見陳述を実施しない会計検査院に責任がある。

ウ 本来会計検査院がやるべきことを私が主張し続けて、そのために不法な私刑を受けているのであるから、会計検査院は今からでも検査に着手して、その検査結果を公表する中で、私の件にも言及して、正義を貫く義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 第1次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成18年10月16日付けで、4通の開示請求書により第1次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（15日ないし42日）を定めた上、次の「及び」のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されていると解される文字を想定して当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分については追記を依頼し、さらに、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報（文書の作成時期、文書の種類又は名称等）の提供を求めた。

書面による開示請求である本件については、開示請求書1通につき、少なくとも1件分に対応する300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、4件分に対応する1,200円の収入印紙の送付を求めた。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容では、いずれも当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること及

び開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年6月8日付け190普第161号）。

(2) 第2次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成18年12月4日付けで、4通の開示請求書により第2次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（15日ないし42日）を定めた上、前記（1）及びと同様の補正の求めを行った。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年6月8日付け190普第162号）。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、第1次開示請求及び第2次開示請求にはいずれも形式上の不備があり、相当な期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人は補正に応じなかったことから、このことを理由として不開示とした第1次開示請求に係る処分及び第2次開示請求に係る処分はいずれも適法かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、開示請求手数料は法務省に支払済みである旨主張している。しかし、仮に複数の行政機関が同一の内容の文書を保有していたとしても、情報公開法に基づく開示請求を行う場合は、それぞれの行政機関に対して開示請求手数料を納付して請求する必要があることから、法務省に支払済みであるとしても、本件開示請求に係る開示請求手数料が支払済みであるとの審査請求人の主張は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成19年（情）

諮問第 3 号及び平成 19 年（情）諮問第 4 号を併合し、調査審議を行った。

平成 19 年	8 月 2 日	諮問書の收受
同年	8 月 29 日	諮問第 3 号及び第 4 号の併合
同年 11 月	16 日	諮問庁から意見書を收受
同年 11 月	26 日	審査請求人から意見書を收受
同年 11 月	28 日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
同年 12 月	25 日	審議
平成 20 年	1 月 28 日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	1 月 31 日	審議
同年	2 月 28 日	審議
同年	3 月 26 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第 16 条第 1 項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、処分庁あてに送付された第 1 次開示請求及び第 2 次開示請求に係る合計 8 通の開示請求書についてみると、いずれも開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容では判読困難な部分が多く、判読可能と考えられる記載部分についても、処分庁による請求内容の確認の求めに対して審査請求人は全く応じていないため、判読可能な記載部分の内容が真に審査請求人の求める文書を示すか否かは不明である。

したがって、第 1 次開示請求及び第 2 次開示請求にいずれも形式上の不備があるとする諮問庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁が審査請求人に対して行った補正の求めは、開示請求手数料を納付すること、文字が判読困難であることを踏まえて追記することなどであり、補正のために定めた期間も短いとは認められないことから、処分庁が行った補正の求めは、情報公開法第 4 条第 2 項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定はいずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子